

子ども医療費助成のごあんない



1. 対象者と助成内容

仙台市に住んでいる中学校3年生までのお子様で、勤務先の健康保険（各種社会保険、国保組合等）または国民健康保険（以下「健康保険組合等」といいます。）に加入している方が対象になります。

医療機関等を受診した際、健康保険適用の診療による自己負担額から利用者一部負担金を除いた分を助成します。医療機関等での窓口負担金は、次のとおりです。

なお、対象となるお子様が生活保護を受けている場合は、助成を受けることができません。

【利用者一部負担金表】

対象年齢	通院	入院
0歳～未就学児 (6歳到達年度末)	無 料	
小学1年生～中学3年生 (15歳到達年度末)	初診時：500円 再診時：無料	10日目まで：1日あたり500円 11日目以降：無料

- ※ 加入している健康保険組合等から高額療養費等が支給される場合、その額を差し引いて助成します。
- ※ 健康保険が適用にならない健康診断や予防接種、診断書等の文書料、薬の容器代等は助成の対象になりません。
- ※ 入院中の食事にかかる負担金（食事療養費の標準負担額）や差額ベッド代等は助成の対象になりません。
- ※ ただし、医療費が高額になった場合、高額療養費相当分の自己負担金が発生する場合があります。詳しくは「5.医療費が高額になったとき」をご覧ください。



2. 資格登録の手続き

下記の必要書類をご準備の上、すみやかに区役所保育給付課・総合支所保健福祉課（以下「担当窓口」）で、資格登録の手続きをしてください。郵送による手続きも可能です。

- ※ 子ども医療費助成の受給者となる方は、お子様を保険扶養している保護者になります。
保護者以外の方がお子様を保険扶養している場合、受給者は原則として保護者のうち所得が高い方になります。

【必要書類等】

① **子ども医療費助成資格登録申請書**

担当窓口で配布しているほか、仙台市ホームページからダウンロードできます。



② **対象となるお子様の健康保険証のコピー**

出生から間がなく、健康保険証がお手元にない場合は後日提出してください。

③ **受給者名義の口座が分かるもののコピー（預金通帳等）**

県外受診等により医療機関等の窓口で自己負担額を支払った場合、その分の助成額を振り込む口座として登録します。

④ **マイナンバー確認書類と本人確認書類【対象となるお子様に未就学の方がいる場合のみ】**

受給者、配偶者の前年1月1日現在（10月～12月に助成を受ける場合はその年の1月1日現在）の住所が仙台市外であった場合、提出してください。

	必要な方	必要な書類
マイナンバー確認書類	受給者 配偶者	個人番号カード、住民票のコピーなど
本人確認書類	申請者	顔写真付き証明書の場合は1点（個人番号カード・運転免許証・パスポートなど） 顔写真のない証明書の場合は2点（健康保険証・年金手帳など）

※これらの書類をお持ちでない場合には、担当窓口へご相談ください。

※郵送で申請される場合は、コピーを提出してください。

※対象となるお子様が就学児（小学1年生以上の児童）のみの場合は、提出は不要です。

※すでに未就学のお子様が発給済みの場合は、マイナンバー確認書類の提出は不要です。

3. 受給者証の交付について

資格登録申請後に書類の審査を行い、後日『子ども医療費助成受給者証』を交付します。

『子ども医療費助成受給者証』の有効期間は以下のとおりです。

対象年齢	受給者証の有効期間
未就学のお子様（0歳～6歳到達年度末）	認定日～6歳到達年度末まで
就学されているお子様（7歳到達年度～15歳到達年度末）	認定日～15歳到達年度末まで

※未就学のお子様については、4月から使用できる受給者証（4月1日～15歳到達年度末までの受給者証）を、就学される年の3月に郵送します。

4. 医療機関等を受診するとき

医療機関等の窓口へ『子ども医療費助成受給者証』と『健康保険証』を提示してください。

ただし、次の①の場合には保険診療による自己負担金額（医療費の2割または3割）を、次の②③の場合には医療費等の全額を医療機関等へ支払いのうえ、「子ども医療費助成申請書」と下記の必要書類を担当窓口へ提出してください。後日、登録口座へ助成金を振り込みます。

なお、郵送による手続きも可能です。「子ども医療費助成申請書」は担当窓口で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

- ①
 - ・ 県外の医療機関等を受診したとき
 - ・ 医療機関等の窓口で受給者証を提示しなかったとき
 - ・ 子ども医療費助成の取扱いをしていない医療機関等を受診したとき
 - ・ 宮城県以外の市区町村の国民健康保険に加入しているとき

【必要書類】 ・ 領収書（患者名、保険点数、支払額が記載されているもの）
- ② 健康保険証を提示しなかったとき

【必要書類】 ・ 療養費支給決定通知書
（健康保険組合等で発行しており、名称は健康保険組合等により異なります。）
・ 領収書のコピー（患者名、保険点数、支払額が記載されているもの）
- ③ 治療用装具を作成したとき

【必要書類】 ・ 療養費支給決定通知書
（健康保険組合等で発行しており、名称は健康保険組合等により異なります。）
・ 領収書のコピー（患者名、支払額が記載されているもの）
・ 診断書（作成指示書）のコピー

※ ②③に該当する場合、健康保険が適用されることを確認できてから助成を行います。ご加入の健康保険組合等へ療養費支給申請を行い、支給決定後に申請してください。また、「領収書のコピー」・「診断書（作成指示書）のコピー」については、ご加入の健康保険組合等に原本を提出する前に、コピーをおとりください。

5. 医療費が高額になったとき

国民健康保険組合（宮城県建設業国民健康保険組合・全国土木建築国民健康保険組合・宮城県医師国民健康保険組合・宮城県歯科医師国民健康保険組合を除く）加入の方については、「限度額適用認定証」（ご加入の健康保険組合等で発行しております）の提示がない場合、窓口で高額療養費相当分の自己負担が発生します。（高額療養費は、健康保険組合等へ支給申請をすることで、後日給付されます。）

医療費が高額になりそうな場合には、事前にご加入の健康保険組合等から「限度額適用認定証」の交付を受けることをおすすめします。

※宮城県内市町村の国民健康保険や社会保険（全国健康保険協会や会社の保険等）にご加入の方については、「限度額適用認定証」がなくても1ページ目に記載のある【利用者一部負担金表】の額となります。

6. 変更・喪失の届出について

以下の場合、変更・資格喪失の届出が必要です。

- **変更届が必要な場合**・・・ 住所、氏名、加入健康保険、振込口座、受給者・配偶者の状況（婚姻・離婚等）の変更等
- **喪失届が必要な場合**・・・ お子様の仙台市外への転出、生活保護の受給開始等

※資格喪失の日以降、受給者証は使用できません。資格喪失後に受給者証を使用して助成を受けた場合は、助成金を返納していただくこととなりますので、ご注意ください。

7. 担当窓口（お問い合わせ・資格登録等の申請先）

	住 所	代表電話番号
青葉区役所 保育給付課 子育て給付係	〒980-8701 仙台市青葉区上杉 1 丁目 5-1	022-225-7211
青葉区 宮城総合支所 保健福祉課 保育給付係	〒989-3125 仙台市青葉区下愛子字観音堂 5	022-392-2111
宮城野区役所 保育給付課 子育て給付係	〒983-8601 仙台市宮城野区五輪 2 丁目 12-35	022-291-2111
若林区役所 保育給付課 子育て給付係	〒984-8601 仙台市若林区保春院前丁 3-1	022-282-1111
太白区役所 保育給付課 子育て給付係	〒982-8601 仙台市太白区長町南 3 丁目 1-15	022-247-1111
太白区 秋保総合支所 保健福祉課 福祉係	〒982-0243 仙台市太白区秋保町長袋字大原 45-1	022-399-2111
泉区役所 保育給付課 子育て給付係	〒981-3189 仙台市泉区泉中央 2 丁目 1-1	022-372-3111

[その他の手当・給付金等のご案内]

●子育て応援給付金

令和5年3月1日以降に出生した児童を養育する、赤ちゃん訪問（新生児訪問）時等に面談を受けた保護者（養育者）の方を対象にした給付金です。申請方法については、面談時にご案内いたします。申請期限は、対象児童が生後6か月を迎える日の前日です。

問合せ先：こども若者局こども支援給付課（電話：022-214-2134）

●児童手当（※保護者の方の所得制限あり）

15歳になった年の年度末までの児童を養育する方を対象とした手当です。保護者のうち生計維持者である方から、住民票のある市区町村への申請が必要です。なお、公務員の方の申請先は、お勤めの職場になります。

問合せ先：各区保育給付課・各総合支所保健福祉課（電話：上記の担当窓口参照）

●母子・父子家庭医療費助成（※保護者・同居の扶養義務者の方の所得制限あり）

仙台市にお住まいで、18歳になった年の年度末までの児童を養育するひとり親家庭の方について、保険診療による医療費の自己負担相当額の一部を助成するものです。保護者の方から、申請が必要です。なお、事実婚等の場合は対象になりません。

問合せ先：各区保育給付課・各総合支所保健福祉課（電話：上記の担当窓口参照）

●児童扶養手当（※保護者・同居の扶養義務者の方の所得制限あり）

18歳になった年の年度末までの児童（政令で定める程度の障害がある場合は20歳未満の児童）を監護するひとり親家庭の方を対象とした手当です。保護者の方から、申請が必要です。なお、事実婚等の場合は対象になりません。

問合せ先：各区保育給付課・各総合支所保健福祉課（電話：上記の担当窓口参照）

●特別児童扶養手当（※保護者・同居の扶養義務者の方の所得制限あり）

心身に中程度以上の障害がある20歳未満の児童を監護する保護者の方を対象とした手当です。保護者のうち生計維持者である方から、住民票のある市区町村への申請が必要です。

問合せ先：各区保育給付課・各総合支所保健福祉課（電話：上記の担当窓口参照）